

議案第158号

大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例の一部を改正する  
条例案

大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例（平成24年大阪市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月1日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例の適用に必要な事業計画の認定に係る事業計画の提出期間を延長するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市国際戦略総合特別区域における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に係る事業計画の認定並びに法人の市民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の課税の特例に関する条例（抄）

(事業計画の認定)

第3条 特区内において新たな事業を営もうとする法人は、その営もうとする事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを平成28年3月31日までに市長に提出して、**平成30年3月31日**

の事業計画が特区における産業集積の促進及び産業の国際競争力の強化に資するものである旨の認定の申請をすることができる。

2 - 6 省 略